

●香川県告示第219号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

その関係図面は、香川県土木部道路課において令和2年7月14日から同年8月4日まで一般の縦覧に供する。

令和2年7月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
主要地方道（19号）坂出港線	坂出市入船町2丁目320番1地先から 坂出市花町372番1地先まで
主要地方道（33号）高松善通寺線	丸亀市通町94番1地先から 丸亀市原田町東三分一2228番1地先まで
主要地方道（33号）高松善通寺線	坂出市室町3丁目1336番8地先から 坂出市元町3丁目1466番地6地先まで
一般県道（192号）瀬居坂出港線	坂出市築港町2丁目5番33地先から 坂出市築港町2丁目310番52地先まで
一般県道（203号）丸亀港線	丸亀市西平山町309番1地先から 丸亀市通町94番1地先まで

2 指定する期日 令和2年7月15日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

ア 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を左折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定するものをいう。以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかななければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
主要地方道（19号）坂出港線	坂出市中央町 (中央町交差点)	主要地方道（19号）坂出港線
主要地方道（19号）坂出港線	坂出市入船町 (入船町1交差点)	主要地方道（19号）坂出港線
主要地方道（19号）坂出港線	坂出市入船町 (入船町1交差点)	主要地方道（33号）高松善通寺線
主要地方道（33号）高松善通寺線	丸亀市通町 (通町交差点)	一般県道（203号）丸亀港線
一般県道（203号）丸亀港線	丸亀市港町 (港町交差点)	一般県道（192号）瀬居坂出港線

イ 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を右折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
主要地方道（19号）坂出港線	坂出市中央町 （中央町交差点）	主要地方道（19号）坂出港線
主要地方道（19号）坂出港線	坂出市入船町 （入船町1交差点）	主要地方道（19号）坂出港線
主要地方道（33号）高松善通寺線	坂出市入船町 （入船町1交差点）	主要地方道（19号）坂出港線

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあつては、徐行するとともに、1の径間の1の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。